

香川県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法第30条の14の規定に基づき、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うため、構想区域ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議は、構想区域ごとに次の事項について協議する。

- (1) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (2) 病床の機能の分化及び連携のための各医療機関の役割分担
- (3) その他地域医療構想の達成の推進に関し必要な事項

(構想区域)

第3条 構想区域は、地域医療構想に定めるところによるものとし、構想区域ごとに調整会議を設置する。

(組織)

第4条 調整会議は、それぞれ委員40名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから香川県健康福祉部長が任命又は委嘱する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 構想区域ごとの調整会議にそれぞれ議長及び議長代理を置き、委員の互選により選出する。

2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

3 議長代理は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第7条 調整会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、健康福祉部医務国保課、香川県小豆総合事務所、香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所及び香川県西讃保健福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月20日から施行する。
- 2 地域医療構想が定められるまでの間、第3条の規定にかかわらず、構想区域は次の表のとおりとする。

| 構想区域 | 郡市名 |
|------------|--------------------------------|
| 東部構想区域（仮称） | 高松市 さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡 |
| 小豆構想区域（仮称） | 小豆郡 |
| 西部構想区域（仮称） | 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡 |